

# 令和4年度 豊田市立幸海小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは人間として絶対に許されない行為であり、同時に、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為でもある。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。だからこそ、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、すべての教職員がいじめ防止に取り組まなければならない。

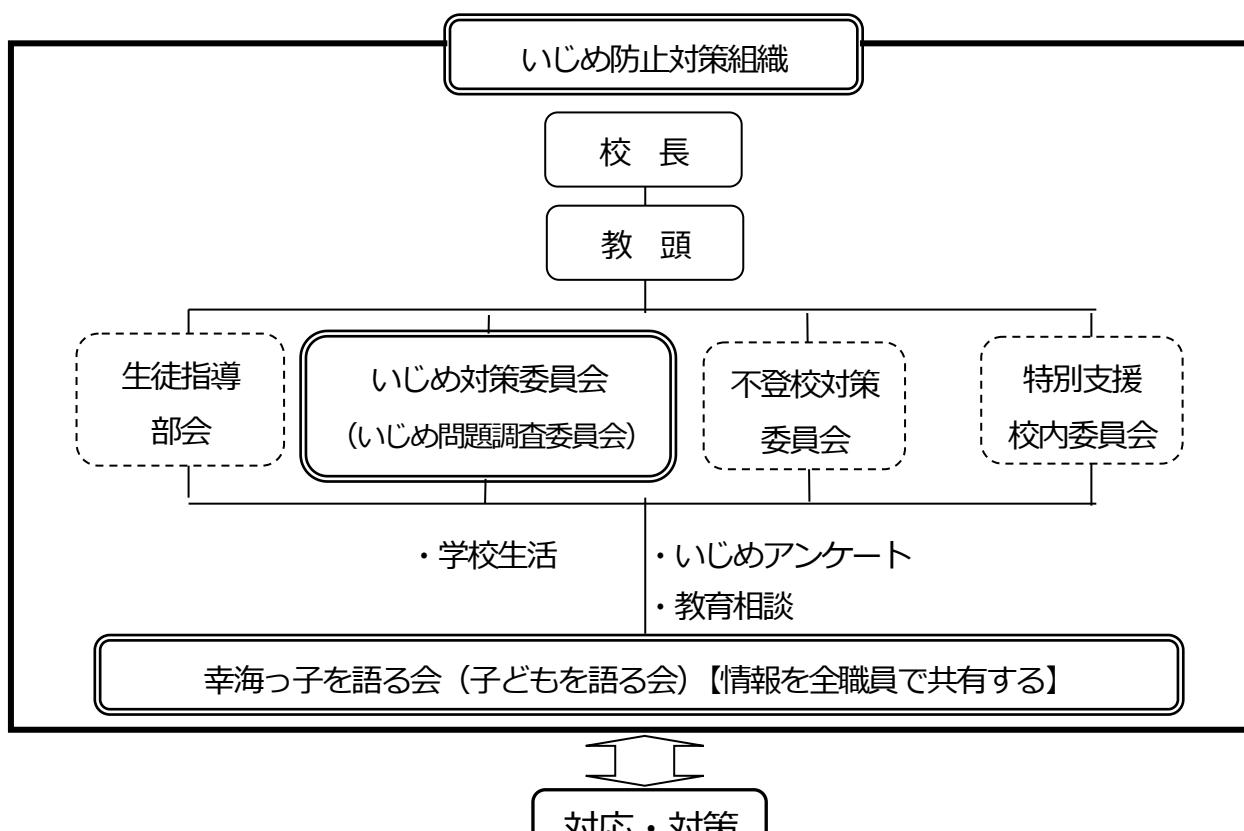
これらの基本的な考えを基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

また、地域との連携を年間を通して計画的に位置づけ、地域に開かれた学校、地域に根ざした学校づくりを展開していく。さらに、常に保護者や地域に学校の様子を積極的に情報発信し、信頼される学校づくりの推進を図っていく。そして、学校、家庭、地域が三位一体となって、子どもたちの健全な成長を支えていくことが大切であると考える。

そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

## 2 いじめ防止対策組織

校内に「いじめ防止対策組織」として、「いじめ対策委員会」と「幸海っ子を語る会（子どもを語る会）」を設置し、ささいないじめの兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。



### (1) 「いじめ防止対策組織」の役割

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
  - ・学校評価アンケートを実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
  - ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
  - ・学校生活アンケート及びいじめに関するアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
- ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
  - ・随時、学校ホームページを通して、いじめ防止の取組状況や学校自己評価結果等を発信する。
- エ いじめへの対処
  - ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
  - ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
  - ・問題が解決したと判断した場合も、その後の児童生徒の様子を見守る。

### (2) いじめ対策委員会の構成員

#### <教職員>

- |       |         |               |       |
|-------|---------|---------------|-------|
| ○校長   | ○教頭     | ○教育相談コーディネーター | ○教務主任 |
| ○校務主任 | ○教育相談主任 | ○生徒指導主事（主任）   |       |
| ○学年主任 | ○養護教諭   | 等             |       |

※必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する方を加える

- |             |                |           |
|-------------|----------------|-----------|
| ○スクールカウンセラー | ○スクールソーシャルワーカー |           |
| ○主任児童委員     | ○学校アドバイザー      | ○PTA代表者 等 |

### (3) 「幸海っ子を語る会（子どもを語る会）」の役割

- ・全教職員で児童の実態と指導方針の共通理解をし、いじめ問題に対して組織的に対応する。

### (4) 「いじめ対策委員会」「幸海っ子を語る会（子どもを語る会）」の開催時期

- ア 学校全体の様子を把握し、いじめ防止・いじめ対策に努めるために、定期的に「いじめ対策委員会」を開催する。
- イ 毎月1回授業後、「幸海っ子を語る会（子どもを語る会）」を開催し、日常の児童の実態を全職員で共通理解し、対応策の検討や方針の徹底をする。
- ウ 緊急にいじめ事案への対応が求められる場合については、「いじめ対策委員会」を臨時に開催する。

### 3 いじめの防止等に関する具体的な取組

#### (1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 異年齢集団による縦割り活動を通して自己有用感を育む温かい交流を推進する。
- エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- オ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- カ 新型コロナウイルス感染症に関連するいじめや偏見、差別をなくすよう学校全体で指導する。
- キ 児童自らがいじめについて考え、主体的に行動できる取組を充実させる。

#### (2) いじめの早期発見の取組

- ア 学校生活アンケート及びいじめに関するアンケート)をもとにした教育相談を定期的(5月・9月…担任、6月…S C、11月…養教)に実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ 心の相談員やスクールカウンセラーの教室巡回で得た情報を含め、児童の生活状況の変化を把握する。
- エ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童(生徒)が相談しやすい環境を整える。
- オ 月に1回職員会議後に教員による「点検と見直しのためのチェックシート」を実施して学級の様子を把握し、いじめの兆候の把握に努める。
- カ 教職員間で情報共有する「幸海っ子を語る会(子どもを語る会)」を定期的に設け、一人の判断で見逃したり、抱え込んだりすることがないようにする。
- キ 「いじめのサイン発見チェックシート(保護者用)」を学校ホームページに掲載し、保護者が早期発見できるようにする。

#### (3) いじめへの対処

- ア いじめの発見・通報を受けたら速やかに管理職へ報告をあげ「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ いじめを受けた児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ いじめの状況について児童に聴き取りを行う際には、客観的な事実を把握するよう心がけ、丁寧に記録し、事実を正確に把握できるようにする。
- エ いじめを行った児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- オ 教職員の共通理解、保護者との連携、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、豊田加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。

力 いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

キ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

#### (4) いじめ解消の目安

いじめが止んだ（解決）と判断できる状態でも、3か月を目安に十分な経過観察と適宜面談等を行い、「いじめ対策委員会」で最終的に「解消」と判断する。

##### ＜いじめ解決の目安＞

- ・いじめを受けた児童が、現在いじめないと自覚している。
- ・いじめを受けた児童の保護者が、現在いじめないと判断できる。
- ・周りの児童や教師から見て、現在いじめないと判断できる。

### 4 重大事態への対応

(1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、早期解決を図る。

(2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(3) 調査結果については、いじめを受けた児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

### 5 学校の取組に対する検証・見直し

(1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう、努める。

(2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価（年1回）及び保護者への学校評価アンケート（年に1回）を実施し、いじめ対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

### 6 その他

(1) いじめ防止に関する校内研修（O J T研修）を年2回（6月、10月）計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

(2) 「学校いじめ防止基本方針」は、4月に保護者へ配布するとともに、学校ホームページに掲載する。必要に応じて、年度途中に見直しをする。

(3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

## 7 いじめ未然防止・早期発見に向けた年間計画

|     | いじめ防止対策組織  | 未然防止の取組   | 早期発見の取組   | 保護者・地域との連携  |  |
|-----|--|---|---|---|--|
| 4月  | P<br>↓<br>D<br>↓<br>C<br>↓<br>A<br>↓<br>P<br>↓<br>D<br>↓<br>C<br>↓<br>A<br>↓<br>P<br>へ | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認</li> <li>○いじめ対策委員会の開催</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童（生徒）、保護者へ相談室やSCの活用を周知</li> <li>○学級開き</li> <li>○「春のふるさと探し」（異年齢集団活動）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童（生徒）、保護者へいじめ相談窓口を周知</li> <li>○身体測定</li> </ul>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○学級懇談会での「学校いじめ防止基本方針」の説明</li> <li>○個別懇談会</li> </ul> |
| 5月  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○現職研修「児童（生徒）理解と学級づくり」</li> </ul>   |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「学校生活アンケート」</li> <li>○教育相談週間（担任）</li> </ul>                   |  |
| 6月  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○SCによる研修（保護者との関係づくり）</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○情報モラル指導（ネットモラル）</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○教育相談週間（SC）</li> </ul>   |  |
| 7月  |  |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○保健指導（心と体の成長）</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○個別懇談会</li> </ul>  |  |
| 8月  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○中間評価→検証</li> </ul>  |   |   |  |
| 9月  |  |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○身体測定</li> <li>○「学校生活アンケート」</li> <li>○教育相談週間（担任）</li> </ul>                      |   |  |
| 10月 |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○現職研修（ケーススタディ）</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○運動会応援合戦</li> </ul>  |   |  |
| 11月 |  |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「ふるさとウォーク（異年齢集団活動）」</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○教育相談週間（養教）</li> </ul>   |  |
| 12月 |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ対策委員会の開催</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○人権週間（講話）</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○個別懇談会</li> <li>○保護者アンケート</li> </ul>                           |  |
| 1月  |  |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○保健指導（心の健康）</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○身体測定</li> </ul>   |  |
| 2月  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校自己評価</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○1/2成人式（小学4年）</li> </ul>   |   |  |
| 3月  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者アンケートの結果を検証し、「基本方針」の見直し</li> <li>○いじめ対策委員会の開催</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○卒業生を送る会</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○文科省「生徒指導上の諸課題調査」によるいじめ調査</li> </ul>                           |  |
| 通年  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○校内のいじめに関する情報の共有（子どもを語る会）（毎月）</li> <li>○教員による「点検と見直しのためのチェックシート」の実施→検証（毎月）</li> <li>○伝達講習を定期的に開催（OJT）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○集会における校長講話</li> <li>○道徳教育、体験活動の充実</li> <li>○分かる授業の充実</li> </ul>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○健康観察の実施</li> <li>○SCによる相談</li> <li>○「いじめに関するアンケート」</li> </ul> |  |
|     |  |   |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域による見守り活動</li> </ul>   |  |

※以下のことがあった場合保護者・機関と連携し、随時対応（重大事態は通報）

- ・理由のはつきりしない遅刻、欠席、服装の乱れ、表情・行動等の変化、からだの傷
- スクールカウンセラー、心の相談員、民生委員等からの示唆、早期相談票への書き込み